

子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会 議事次第

日 時：平成 22 年 6 月 4 日（金） 17:29～19:37

場 所：中央合同庁舎 4 号館 12 階共用第 1208 特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）団体からの意見発表

- | | | |
|-----------------------------|-------|--|
| ・ 全国私立保育園連盟 | 菱川慧昭 | 副会長（神ノ木保育園園長） |
| ・ 全国保育協議会 | 西田泰明 | 副会長（わかば保育園園長） |
| ・ 日本保育協会 | 坂崎隆浩 | 保育問題検討委員会委員長 （野木保育園理事長） |
| ・ 全日本私立幼稚園連合会 | 田中雅道 | 元副会長（光明幼稚園園長） （財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 副理事長 |
| ・ 全国国公立幼稚園長会 | 岡上直子 | 会長（練馬区立光が丘さくら幼稚園長） |
| ・ 全国認定こども園協会 | 古渡一秀 | 副代表理事 （認定こども園まゆみ幼稚園園長） |
| ・ 全国学童保育連絡協議会 | 真田祐 | 事務局次長 |
| ・ 保育園を考える親の会 | 普光院亜紀 | 代表 |
| ・ 子育てひろば全国連絡協議会 | 奥山千鶴子 | 理事長（NPO法人びーのびーの代表） |
| ・ 民間保育事業者 （株）J Pホールディングス | 山口洋 | 代表取締役 |

（2）意見交換

3. 閉 会

○泉政務官 それでは、定刻となりましたので「子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会」ということで開催をさせていただきたいと思っております。改めてですが、事務局長、主査をさせていただいております、内閣府の大臣政務官、泉健太でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

マイクの関係もあるので座ったままさせていただきたいと思っておりますけれども、今日は本当に数多くの子育て関係で御苦労いただいている団体の皆さんにお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

この新システム会合は、3月には皆様にお越しをいただいて集中的なヒアリングを開催させていただきました。勿論この新システム会議を開催するに当たって、3月から議論がスタートしたということではなく、これまで多くの皆様が不断の努力を続けられてこられたことがまず大前提だと思っております。皆さんの議論、これまでの長い幼稚園の世界、保育園の世界、そしてさまざまな保育メニューの世界の中で御議論されてきたことを受けながら、それを受けた上で集中的な議論をし、それは今後も続いていくということで、この新システム会議を開催させていただいてまいりました。4月27日に基本的な方向性を大臣出席の下で3人の議長の下でそれが了承され、6月に最終的な報告を出させていただくことで考えております。

総理大臣の交代を含め、今ちょうど新たな人事が進められていくということでありまして、今後人事については現在のところは未定であります。しかしながら、どのような人事になりましても新システム会議そのものは、これまでどおり継続をさせていただきますし、引き続き同じスタンスで皆様と意見交換を重ねながら、よりよい制度をつくっていくことに尽きると考えております。そういった意味で是非今後とも皆様にはよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

今日は資料として、皆様から御意見をいただいております。資料1が4月27日の基本的方向性の紙でございます。今日は主にこの方向性について、資料2の中で皆様からは団体からの御意見ということでいただいておりますけれども、そちらも参考にしながら、その他出典資料も参考にしながら議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、本日御出席をいただいております皆様を、改めてですが御紹介をさせていただきたいと思っております。

全国私立保育園連盟、菱川慧昭副会長。

全国保育協議会、西田泰明副会長。

日本保育協会、坂崎隆浩保育問題検討委員会委員長。

全日本私立幼稚園連合会、田中雅道元副会長。

全国国公立幼稚園長会、岡上直子会長。

全国認定こども園協会、古渡一秀副代表理事。

全国学童保育連絡協議会、真田祐事務局次長。

保育園を考える親の会、普光院重紀代表。

子育てひろば全国連絡協議会、奥山千鶴子理事長。

株式会社J Pホールディングス、山口洋代表取締役。

各団体の皆さん、本当に御出席ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。是非さまざまな団体の方々の御意見、それぞれがしっかりと受け止めながら、いい意見交換をさせていただきたいと思っています。

それでは、まず全国私立保育園連盟で、大変恐縮なんですけど、皆さんまずは3分程度ずつということで、語り尽くせない思い、多々あるかと思えますけれども、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

○菱川副会長 それでは、早速お手元の資料をごらんいただきまして、重要なポイントはアンダーラインを引いてありますので、ごらんいただけたらと思います。

御存じのように児童福祉法に基づきまして、子どもたちがいつでも、どこでも、誰でも受けられる豊かな子育てというもので、今は保育所、幼稚園、認定こども園などがありますけれども、それぞれが別になっておりますが、一体化の動きがようやく出てきたところでございます。

今、保育所の方にはいろいろ企業が参入しております。ですが、実際のところ保育とか福祉事業は利潤追求の企業というのは、過度の介入はなじまないものだと思いますので、その点を注意しながら進めていただきたいと思います。

御存じのように児童福祉法というものは子どもの幸せが保障されるわけですが、これはあくまでも国で責任を持っていただきたいと思います。これを手放されますと、それぞれの行政によってのいろいろな取組がありまして、いろいろな格差が生じてきます。最後まで国あるいは公でもって責任を持っていただければと思っております。

国際的に児童福祉法が批准されているわけなのですが、我が国は子どもにかかるお金が非常に貧弱だということになっておりますので、これ以上子どもの処遇を落とさないような改革であってほしいのです。広く薄くなどという改革は絶対困るわけでございます。

利用者が利用するには年齢別に、この年齢はどちらで、この年齢はどちらへということではなくて、お互いに一体化した中で、利用者の必要に応じて選択していただくということだと望ましいと思います。

これはあくまでも問題は財源ですが、やはり国だけに負うことなく、国、自治体、事業主あるいは個人の負担で、みんなでお金を考えていけたらと思っております。

4番にいきますが、最低基準を緩めようという機運は非常に子どもにとって不幸なことなので、日本の未来への投資です。どんとお金を打っていただかないと、これは何ともなりません。思い切ってお金を打っていただきたいと思います。

2ページ、このいろいろな改革の素案につきましては、2年にわたって社会保障審議会少子化対策特別部会においていろいろ議論されております。そういうものを参考にしてい

ただけたらと思います。

6番、この際、幼保一体に当たって文科省と厚労省が1つになることが理想ではないか
と思います。幼稚園と保育園の現場がお互いに資格を別のものを持っておりますけれども、
こういうものも共通にしていけたらと願っております。

以下いろいろ具体的な方法が挙がっております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。端的にまとめていただきました。

続きまして、全国保育協議会、よろしく願いいたします。

○西田副会長 失礼いたします。よろしく願いをいたします。全国保育協議会ござい
ます。

資料の3ページに私どもの「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見をまと
めさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。基本的方向に示され
ております目標の考え方については、基本的には賛成をしたいと考えております。ただし、
子どもの育ちを支えている保育現場として、幾つかの懸念を感じているところがございま
すので、そのところを今日は申し上げたいと思いますが、いろいろな課題を整理されて、
真に未来の日本を担う子どもの最善の利益を保障する制度として、確立されるように要望
したいと思います。

私も現職の園長でございますので、現場を見ていますとやはり保育というのは競争する
とか、競争意識から保育をしているのではなくて、地域の中に密着して、地域で生まれ育
つ、そういう子どもたちの育ちに関する問題意識といいますか、課題意識についてどうに
かしようということ、保育が生まれてきていると考えております。そう考えると、やは
り第一義的には利用者は子どもであることを確認して、制度設計を図っていただき
たいと思います。

そして一人ひとりの子どもたちに合った保育の提供ということで、日々保育をさせてい
ただいておりますけれども、その一人ひとりが育っていく環境というのは、以前に比べて
複雑あるいは厳しいものがあるという状況になっております。そうしますと、その一人ひ
とりに保育の質を、いかに確保して担保して提供していくのかということが必要になるか
なと思いますけれども、現在示されております最低基準だけではなくて、プラスアルファ
の質を高める仕組みというものが需要ではないかと考えております。

今、保育所の役割を申したわけでございますけれども、保育所、幼稚園それぞれに歴史
あるいは哲学、担ってきた役割、機能があるわけでございますので、それぞれがその機能
をこれからも十分に発揮できる制度を構築していくことが必要かと思っております。将来的にこ
ども園に融合することになっているようでございますが、将来的にとはどれぐらいのスケ
ジュール、スパンでお考えなのか、もし御回答いただければ幸いです。

地域に非常に密着はいたしておりますけれども、それぞれの地域によっていろいろな格
差があるわけでございますので、保育の質の確保あるいは担保のためには国、都道府県が

しっかりと関与できる仕組みにしておかないと、生まれ育った地域において格差が生じることになりかねないのではないかと非常に心配をいたしております。

あと2つでございますけれども、制度設計を行う前に恒久的な財源の確保を図る必要がある。これはほとんどの方がおっしゃっていることかなと思いますが、具体的な財源の検討を是非図っていただきたいということと、今後も先ほどごあいさつの中にいただきましたけれども、保育現場として意見を言う場を設定していただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、日本保育協会さん、お願いいたします。

○坂崎委員長 日本保育協会の保育問題検討委員長をしております坂崎でございます。本日はよろしくお願いいたします。私は今日お出ししましたレジュメに沿いまして、そのままお話をしていきたいと思います。

日本保育協会といたしましては、3つのポイントで今回意見をまとめました。1つ目は保育所というものを国及び地方公共団体の責任を基にして、またそこに大幅な財源を確保することによって保育をやっていくことを一番最初にお話したいと思います。

そのためには現在話し合われております現金給付、また、私たち保育所等の子育て環境の整備等のバランスの確保、それに対する大幅な財源確保というのが非常に必要ではないかと思われま。特に都市部の待機児童の解消につきましては、今回はやはり大幅な財源を投入して保育所の緊急整備を実施すべきと考えます。

その費用に関しましては社会全体が負担する方式が望ましいと考えております。昨年12月から話があります、いわゆる保育所予算の一般財源化におきましては、保育格差や保育の質の低下が生じるおそれがあるということで、このことについて反対をいたしたいと思っております。まず基本的には国及び地方公共団体の責任の強化、大幅な財源確保についてお話をいたしました。

続きまして、幼保一体化につきましてお話をいたします。幼稚園と保育所の長い間の歴史に培われてきましたそれぞれの目的・機能がありますので、これらの中で現在、公表されている中身のものが、これからどのような子どもの育成を目指すのかなど、一体化の目指す姿が非常に不明確だと思っております。

社会的な経済の変化の中で将来展望も含めて、基本的な考え方についてしっかりとした議論を、基本的には改めて行うべきと考えております。また、現状を踏まえれば幼稚園、保育所の両制度を核としながらも、認定こども園の現状の改善ということをお願いしたいと思っております。

やはり両制度を単純に一元化することについては、この複雑な利用者のニーズには応え切れないのではないかと考えます。また、年齢で区切るという考え方についても、非常に私たちはこのことについて、0歳児からやっている保育ということに関して考えますと、それらのことは考えられないということをお願いいたします。

3つ目には保育制度に関わることでございます。保育制度に関わりましては、やはり一番大きなことは市町村がきちんと関与した入所の仕組み、また、全体的にも市町村が関与した仕組みをつくり上げることだと思います。その中では公定価格というものが非常に必要であり、いわゆる競争原理が働かない仕組みをきちんとつくり上げることが大事だと思います。単純な待機児童の解消のみを目的とした指定制の導入には、保育の質の低下につながると考えております。

家庭や地域の子育て機能の低下を補完し、多様な保育ニーズの対応の強化として、やはり一時保育、子育て支援等のことも含めて、たくさんのニーズに対応することができるような保育所の強化等を行うべきだと考えております。これらを支えますところは保育の質、特に保育士におきます配置基準等々、最低基準の問題につきましても人材確保も含めた充実が必要だと思います。

最後に、社会における現状を考えますと、親の育児能力の欠如等を考えますれば、現在やはり保育園と一緒に子育てをする必要というのは非常にあると思います。その意味では認可の保育所をきちんと増やすこと、また、そういうことの中で公定価格をきちんとした形での仕組みをつくり上げていくことが、これから非常に大事ではないかなと思います。

以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。改めてですが、今日は意見交換でありますので、それぞれの団体からそれぞれの団体に対してということも含めてと考えていただきますので、皆さんも是非そういう観点でそれぞれの御意見をお伺いいただければと思います。

続きまして、全日本私立幼稚園連合会、お願いいたします。

○田中元副会長 まずはシステム会議につきましては、教育の視点が全く欠けている。子どもをどういう視点で育て上げなければならないのかということについての方向性が、全く見えていない。世界各国は幼児期からの教育を中核に据えて、そして幼、小、中、高、大という一貫した教育の流れの中で世界に通用する人材を育てようしている中で、全くその姿が見えないことが非常に残念であります。

子どもの育ちが集団教育だけで済んでいる時代は終わったというのは、確かに実感しておりますし、親と子を中心とした1対1の対応または集団の育ち、地域の育ち、そのようなものの連合の中で子どもたちの育ちの育ちがあるということは、大事な視点であろうと思います。

御承知のように学校教育法第1条で教育の定義がされております。すべての人が誰であろうと学校教育に参入する場合に、学校法人という資格をとることは可能でございますので、例えば社会福祉法人の方が教育と、これからは保育に欠けるという要件がなくなり、すべての子どもに、保育を必要とする子どもたちに教育の視点で解放するというのであれば、まず第一に考えるべきは、教育の機能をどのような形で持つべき努力をしているのかということが、第一歩であろうと思います。

社会福祉法人の方が、例えば学校教育法第1条の学校法人格をとるところに障壁があるのならば、そのことを考えていけばいいことであって、全く違う視点で教育の視点なく進んでいくということは、あり得ないことだろうと思います。世界の子どもたちが幼少期からの学びを保障されている。そして、その連続性を大事にしている。その学びは幼児期においては環境を通して行うものですから、その環境の重要性が最低基準として行われておったわけです。

そういうことを全く無視して日本の子どもたちが世界で突出して、誰かは1位にならなくていい、2位と言われましたけれども、日本が1位になって世界に先駆けて、環境を無視して子どもを実験台にすることについては、強い反対をしたいと思います。ただ、どこかでこの議論をしなければならぬ。その第一歩を踏み出されたことに対しては真摯に受け止めていき、これからも我々は日本の子どもたちがどういう教育の中に置かれるべきかという視点では参画していきたい。そして、できる範囲の中で協力していきたいと考えております。

前の新システム検討会議作業グループでも申させていただきましたように、現在の認定こども園制度の中でもまだまだ活かし切れていない制度がたくさんあると思います。是非そのようなものの活用からスタートしていただきたいと考えております。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、全国国公立幼稚園長会、お願いいたします。

○岡上会長 全国国公立幼稚園長会でございます。本会は新システムの基本的方向の目的の第一番目に、良質な生育環境を保障し、子どもを大切に作る社会を掲げていることが、子どもの最善の利益につながることを考えて意見を述べたいと思います。

大きく2つのことを申し述べたいと思います。1つ目は多様な子育てのスタイルが認められる社会づくりになるシステムをつくっていただきたい。2つ目に確実に質の高い幼児教育、保育の提供と、その質の維持への不断の努力が求められるシステムを構築していただきたいと思います。

まず第一番目の、多様な子育てのスタイルが認められる社会づくりとなるシステムについてでございますけれども、例えば幼稚園の保護者の中にはPTA活動や地域行事、青少年育成団体の活動などに積極的に参加している人もございます。地域の中で子育てを楽しみつつ、幼、小、中、高のPTAとして長いスパンで地域の子どもの成長を見守り、支援する地域の大人としての役割を果たしています。この姿は地域コミュニティをつくる基盤となっております。両親が就労の場合には職場の組織同士のつながりを中心に地域づくりに貢献しています。いずれの子育ての姿も地域コミュニティづくりの大切な力となるものでございます。

こうした多様な子育て家庭が地域に存在することが、変化に対応できる底力のある国家づくりにつながると思います。良質な生育環境は子育てと仕事の両立を可能にする環境、

これは先ほど来御発言が続いておりますけれども、待機児童解消対策だけでなく、親子が十分関わる時間の保障、父親が子育てに参加しやすい就労環境も必要だと思えます。そこで子どもを大切に作る良質な生育環境として、多様な子育てスタイルが認められるシステムを考えていただきたいと思います。

2つ目は教育の視点の重要性でございます。確実に質の高い幼児教育、保育の提供、そして質の維持への不断の努力が求められるシステムの構築について、その仕組みとして教員、保育士の研修の機会や組織づくりと予算措置でございます。システムや基本的な方向で考えられております幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合して、新しく考えられる指針には幼児期の学びの特徴をとらえた幼児期の教育の質を確保し、常に高めようとする仕組みに対する示唆が入るでしょうか。是非幼児期の教育の質を担保する仕組みの必要性を、忘れずに考えていただきたいと思います。

子育てに悩む保護者、特別支援の必要な子どもも増えております。子育て支援の充実のためにも高い専門性が求められ、研修制度の充実が求められます。また、小1問題等への対応に関しまして、幼児期の教育と小学校教育の接続の重要性が語られています。幼保の教員、保育士と小学校教諭の連携、協力ができる体制づくり、そして、教育の中身でございますが、教科学習的な方法ではなく、幼児期にふさわしい教育活動の在り方を踏まえた検討をしていただきたいと思います。

最後になりますが、財政につきまして保護者が自分の生き方、そして子どもの生き方、つまりは親子の生き方でございますけれども、安心して多様な子育ての選択ができる社会づくりのための財政措置についても、十分検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、全国認定こども園協会、お願いいたします。

○古渡副代表理事 特定非営利活動法人全国認定こども園協会としましては、3つの方向性を提案したいと考えております。資料にも書いてあるんですけども、まず一番最初、制度改革の方向性に関する協会としての試案、2番目が認定こども園の実践から見えてきた課題、3番目が一体化に必要な具体的な条件という3つについて、お話をさせていただきたいと思えます。

制度の方向性に関する協会としての試案なんですけど、現在国の方で行われているものを、本当にこれから何のためにやっていくのか。ですから、現在0歳児の子どもが20歳になったとき、その途中で日本の10年後の姿を追ったときに、子ども家庭省というのが例えはすべての子どもの最善の利益、子どもの教育・保育・生活の質の確保・子どもの育ち・家庭の機能の再生・回復に関する基準をつくり、実行する組織体に是非なっていってほしいなと考えております。そういう観点から我々として、実際の実践の中から何が見えてきたかという観点についてお話をしたいと思えます。

幼稚園期の保育所機能を1つにして認定こども園を目指すとき、やはり非常に難しいも

のがあったということは好事例からもわかっております。一体化の実践に約1年、一体化の運用に最低でも3、4年かかるという事実があったことが、2枚目に書かれておりますので見ていただければわかると思います。

その中で、では本当に子どものためという観点の中で、何を問題にしていかなければいけないかという観点で、3番目の具体的な条件という観点についてお話をさせていただきます。基本的に新システムにおける4つの課題の中で、今、考えなければいけないのは相対的貧困率14.2%、7人に1人、そういう子どもたちの環境があるという、これはすごく大事だと考えております。

こういう観点で（仮称）こども園に期待される役割の我々としての考え方は、期待される役割と責務としては大規模単純機能ではなくて、小規模多機能、そして機能の総合化、子ども環境（家庭、地域社会）の機能の再生を、一番最初に持っていかなければいけないと考えております。

その中でまず我々としての現在の話としましては、保育内容としましては幼保総合機能を持った保育内容、保育方法の構築を我々自身もやっておりますので、是非検討いただきたいと考えております。

施設整備も子どもの育ちを保障する良質な空間と環境整備ということが、やはり子どもにとって大事だということがわかっております。ここもそうなんですけれども、3番目の職員配置、0歳児は3対1、1歳児は4対1、2歳児は6対1を基本とし、3歳以上は15対1の世界的な職員配置並びにヨーロッパ基準という、本当に子どもに則した体制づくりが必要であろうと考えております。

④0～2歳児の育ちということで、施設における愛着形成（アタッチメント）となっておりますが、脳科学の発達により0～2歳児の育ちを、きちんとした考え方の中で進めなければいけないのではないかと考えております。

そういう中で考えたときに、保育者の資格という観点で考えましても、養護・教育・子育て支援を遂行できる保育者がやはり本当に必要だと考えております。そういう観点からも幼保の資格・免許統合の総合的な子育て支援、例えばの話ですけれども、子育て支援士としての職員配置というのも必要になってくるだろう。

⑥以降は在宅子育て家庭における家庭保育の保障となっておりますが、これはワーク・ライフ・バランスの確立と同時にやらなければ無理だろうと考えています。現場的にこれを行うことはできると思うんですけれども、基本的なワーク・ライフ・バランスの本当の意味で確立しないと、子育て支援の確立は多分いかないだろうと考えています。

親育ちの環境整備ということで、親支援・親教育、そして地域の再生、これもまたワーク・ライフ・バランスだと思っております。基本的には大人も子どもも地域もすべて基本的なワーク・ライフ・バランスの確立の中でいかないと、実は20年後の子どもたちはいないだろうと考えております。

8番目に食育の観点もそうですけれども、0～18歳までの食と生活の在り方という観点

でも、今の食育推進基本計画等の見直し等も、かなり必要になってきていると考えております。

⑨、⑩に関しましては質の監査・評価という観点でも、質の維持・向上を図るための監査と評価であってほしいと考えております。これは⑩、何よりも我々自身のことだと思っておりますが、質を高めるための園長のリーダーシップの確立ということが、非常に大事な問題だと考えております。

⑪は大変申し訳ないんですけども、行政の責任として最低基準の維持にとどまらず、質の高いナショナルミニマムの確立、市町村行政の責務と業務遂行能力の向上という、なかなか普通は言えない言葉ですが、これはすごく大事だと考えております。

そういう観点で新しいナショナルミニマムとしての最低基準と総合機能に着目した財政措置が必要だと我々は考えております。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、全国学童保育連絡協議会、お願いいたします。

○真田事務局次長 よろしく申し上げます。

私どもの団体は保護者と指導員でつくっている団体です。子どもたちのために保護者と指導員が、どう力を合わせて学童保育をよくしていくかということで集まっている団体ですけれども、実際には4割ぐらいの学童保育は保護者自身が運営をしていますので、働きながら子育てをしている保護者たちが、大変な思いをしながら運営をしている、指導員の方々も本当にボランティア精神を發揮しながら安い給料の中で頑張っているということがありますので、そういった学童保育が非常に今、必要とされてきているということなのですが、その量的な拡大あるいは質的な拡充を図る上では、現在の国の制度が非常に不十分だと思っています。

1番目に書きましたように、3つの問題点があると思っています。1つは国や自治体の公的な責任が非常にあいまいになっているのではないかと。実際に児童福祉法の中では市町村の役割として利用の促進の努力義務にとどまっている。極端な話、保護者が運営する学童保育に対して市町村が市の広報で児童を募集することでも利用の促進ということになってしまうわけです。そういう点ではもっと市町村が責任を持ってこれを進めていけるような制度にしてもらいたいと思います。

特に地域の実情に応じて柔軟にということ国はずっと言っているわけですが、例えば市町村によってはニーズの強い市町村もあればニーズの弱い市町村もありますが、それはむしろ量的なことの場合が多いわけです。やはり質の点で言うと指導員さんと子どもたちの関わりの質というのは、地域によって大きく変わるようなものではありませんので、そこはきちんとしてもらいたいなと思っています。

それに関わりますけれども、最低基準が決められていない。ようやく国は2007年にガイドラインをつくりましたが、これはあくまでも1つの目安、指針ということで、拘束力

はないということで、実態は相当格差が続いているということがあります。それと補助金は奨励的なものだということと、実際にも大変金額が少ないということが問題だと思います。

この3つのことを考えたときに、今度のシステム検討会議のところで基本的方向が出されたわけですが、私どもから考えて3つの懸念があるのではないかと考えています。

1つは市町村の自由裁量に任せるという視点が出されていることについてです。先ほど言いましたように、これは保育所と比べても市町村の責任や最低基準の問題や財政措置の問題は非常にあいまいなままになっています。そういう状況のまま市町村に任せることになれば、今以上に格差が広がるのではないかと大変大きな懸念を持っています。やはり一定水準を確保するところは国がきちんと責任を持ち、更に市町村の実情に応じて、上乘せを図っていくことができる制度にしていくべきではないかと思っています。

もう一つ基本的方向については、保育所や幼保一体化の話は結構出ているわけですが、学童保育については例えば小1の壁を何とかしなければいけないとか、あるいは小4についても必要ではないかとか、時間延長についてということは言及されていますが、先ほど言ったような3つの制度の問題点を、どう解決していくのかという点についての具体的な方向は示されておりませんので、是非とも具体的な方向を示す上では、先ほどの3つの制度上の問題点を克服するような内容をお願いをしたいと思います。

3点目ですが、安定性・継続性・信頼性ということが子どもを育てる施設では絶対に欠かせないものだと思います。特に信頼性というのは「お客さん」と「提供者」との信頼というよりも、子どもと一緒に育てる上での保護者と指導員の信頼あるいは子どもと指導員の信頼、そのことが損なわれるような制度であってはいけないのではないかと。

もう一つは運営の安定性について言うと、個々の保護者に補助金を出していくというやり方というのは、大変運営上非常に不安定な制度になってしまうのではないかと危惧します。こういう危惧がないような制度を是非つくっていただきたいと思っています。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、保育園を考える親の会、お願いいたします。

○普光院代表 保育園を利用する就労家庭のネットワーク、保育園を考える親の会の普光院と申します。よろしくお願いいたします。

お配りした資料は要望書の概要版となっておりますが、原本を新システム検討会議に提出させていただきたいと思っておりますので、是非お目通しさせていただきたいと思っています。

まず第一点目に1「公的保育契約」における国・自治体の責任及び関与を法律に明記してくださいということを書いております。日々保育所をライフラインとして生活している就労家庭にとっては、大変基本的な不安になっております。基本的方向に書かれている「公的保育契約」というのは何なのか。「公的」という言葉によって国や市町村は何を保障して

くださるのかということ、明確にしていきたいと思います。

現在、待機児童はあるものの、少なくとも今は児童福祉法 24 条は保育を実施することを市町村の責任として、国や自治体は最低基準の質を担保することになっていると思います。新システムにおいて保育の量と質に関する公的責任は現行の児童福祉法 24 条よりも後退しないと考えてよいのでしょうか。この辺りは保護者にとっては重大関心事だと思います。

これについては地方裁量とされる財源についても心配しております。親たちは市町村から子ども手当をもらって、これでどこでも好きなのところに預けてくださいと言われるようでは困ってしまうと思います。

この a～c の c には都道府県、市町村の指導監督等に関する責任ということを書いておりますが、私たちの会ではさまざまな自治体のさまざまな保育施設を利用される保護者から相談が入ります。例えば直接契約の認証保育所と認可保育所では自治体の関わりが全く違っておりまして、直接契約の施設には役所は口出しできないと言われてしまいます。不適切な施設への対応措置、運営情報の開示などの責任も是非明確にしていきたいと思っています。

このようなことを申しますと頭がかたいと思われるかもしれませんが、就労家庭の親子は保育施設を飛び出せない、保育施設を出てしまえば明日からの暮らしも成り立たないという、弱い立場であることを是非御理解いただきたいと思っています。

次に 2 として幼保一体化について書いてみました。諸外国とは違い、日本では既に幼稚園、保育園が対等に発展してきたという歴史があると思います。この資源や文化と切り離しては新システムは成り立たないのではないのでしょうか。その上で次のようなことを a～d として書いております。

幼稚園が就労支援を行う場合には、乳児保育、長時間保育について保育所と同様の体制を確保すべきだと思います。将来は幼保ともに水準を引き上げられるように予定していただきたいと思っています。

b として保育所利用の立場からは、就労家庭の生活に合わせたスケジュールやカリキュラム、家庭支援を専門的に有している保育所の保育が、一体化で損なわれないように配慮していただきたいと思っています。この点については前回も発言させていただいたときに詳しく書いておりました。

c にありますように、今、生活不安や養育困難が広がる日本の子育ての状況をしっかり受け止め、子どものセーフティネットとしての保育所の機能を弱めることのないよう、むしろ拡充するような仕組みをつくるべきと考えます。例えば保育料の応能負担がなくなると、低所得層は補助されると言われていますけれども、中間層も大変苦しくなります。応能負担を維持するか、あるいは低負担にさせていただくか、それしかないと思います。

3 としてイコールフットイングについて書いています。イコールフットイングは市場競争のための必要な条件ですが、新システムの配慮すべきはむしろ子どものイコールフット

イングです。公費を入れる事業ですから、子どものために適切な環境、適切な資質を備えた保育者が配置されるように、公費は使われるべきだと思います。利潤追求が制限されるのは当然だと思います。そして人件費を確保する仕組みにする必要があると思います。

保育所は市場社会において珍しく、子どもを階層化しない仕組みを持っています。保育料の応能負担も勿論そうなのですが、家庭の経済状況に関わらず、生活を丸ごと受容し包括的に子どもや家庭を支援できる仕組みとして成り立っています。このときに新しい仕組みで時間や日数を細切れに段階を設けて従量料金を課したり、習い事、保育などに別料金のオプションを認めるなどの形になりますと、家庭の経済状況によって子どもが排除されたり区分されたりして、包括的な支援ができなくなるのではないかと。そうならないように配慮していただきたいと思います。

最後に、現在都市部では待機児童が多く、優先順位をつけた選考が行われておりますが、これは待機児童があるためにやむなく行われていることで、仕組みを変えても待機児童が解消されなければ、かえってむやみに混乱を起こすばかりになるのではないかと思います。入園に当たって保育所を駆けずり回ったり、倍率を計算して自分の優先順位と比較してどこの保育所に申請書を出すか悩むなどという負担を、親や子どもにかけないようにしていただきたいと強く願っております。

すべての子どもを対象にするからには、将来にわたって財源が確保できることを見通した上での制度改革としていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、子育てひろば全国連絡協議会、お願いいたします。

○奥山理事長 子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。私どもは幼稚園や保育園など集団保育につながる前の子育て家庭への支援を行っております。主に0～2歳が多いわけですが、保育所が整備されている中ではございますが、まだ0～2歳の御家庭の8割が在宅で子育てをしているという状況です。その中ではまだまだ多様な支援サービスを受けられない層も多くいらっしゃいます。

1つ、子ども・子育て新システムの方向性案についての意見として述べさせていただきます。皆さんがおっしゃるとおり、幼保一体化による幼児教育、保育の一体的提供については、幼稚園、保育所のこれまでの歴史や文化を尊重しつつ、小学校入学前に子どもたちに必要な力を獲得できる、社会的環境を保障していくことが大事だと思います。

本日も保育所、幼稚園それぞれのお立場からの御発言があると思いますけれども、子どもたちにとって乳幼児期にどんな学びが必要なのかということ、是非国民に知らせていただきたい。親たちもそこを学んでいきたいと思っております。それを十分議論を尽くして、「子ども指針」に反映させていただきたいと考えております。

次に仕事と生活の両立支援、多様なサービスの提供でございます。皆様方が御指摘のとおり、子どもたちに関わる時間、両親ともに子どもに関わる時間が持てる社会の実現は、働き方との関係で考えていかななくてはどうにもならないと思っております。更に企業と家庭だけ

ではなくて、いわゆる住んでいるコミュニティの方々との関係、どなたかもおっしゃいましたけれども、地域の中で自分たちも育っていき、地域に支えられるという感覚を乳幼児期に持つことが非常に大事だと思っております。ワーク・ライフだけではなくてコミュニティ、地域にも関わるといような、そういった時間が持てるような仕組みにしていかななくてはならないと思っております。

初めての子育て家庭というのは、本当に何をどうしていいかわからないという中で子育てが始まります。産前産後、妊娠期から学齢期まで連続したケアサービスの充実が求められておりますけれども、その際には親がある意味選択できる環境、または御家庭に必要なとされるサービスというのが周りになくてはどうにもならないです。それを的確に判断できたり、サービスを提供したり、そういったものがなければいけないと思いますが、なかなかそれが今は選べない。逆に今、地域にある少ないサービスに子育て家庭が合わざるを得ないという状況かと思っております。もう少し個別ケアができるような環境設定が必要だと思っております。

本当に今はスピード感を持って対応しませんと、間に合わないというところまで来ているのではないかと思います。今まで保育所、幼稚園、皆様方が一生懸命頑張ってきたところに加えて、乳幼児期の多様なサービス、サポートにはNPOや市民活動団体、地域の人たちが参画して多様なサービスをつくっていくことが求められていると思います。新たな公共ということで言えば、町を主体的に変えていこうとする力、こういった市民が増えてこなければ子育て家庭を支えていく地域づくりにはつながらないと思っております。

待機児童の解消ですけれども、これは今、本当に認可保育所のところに集中するという状況だと思います。そこに集中するしかないという状況ですので、もう少し多様にサービスが広がることで分散していく可能性があると思います。幼稚園の活用や地域子育て支援の方からもアプローチしていく中からも、解消をしていくことを考えていかななくてはならないのではないかなと思っております。

3歳未満児の家庭には親も含めた家庭支援、相談援助の充実が求められています。そこが充実していけば、場合によっては子どもをフルに預けなくてもいい層もあるのではないかと思います。

次に5つの視点からの制度改革についてですけれども、利用者本位のサービスの包括的一元的提供ということがうたわれています。この中で自治体裁量に任せるところが出てきますが、まだこのシステムの中ではどの程度自治体裁量に任せ、委ねられるのかというのが読みとりにくいと思っております。

1階部分の地域子育て支援と子ども手当、この辺りがすべての子育て家庭への支援ということで入っておりますけれども、現金給付は非常にわかりやすく配分しやすいこともあり、サービスをつくっていくことには非常に担い手育成も含めて時間がかかるということで、こういったことが現金給付の流れに、選択しやすい方向に流されていくのではないかなという懸念を覚えております。

基礎自治体による自由な給付設計、ここで言いますと例えば今、今年は次世代育成行動計画が各市町村で策定されたと思いますが、この部分も例えば市民団体、住民組織が参画して設計がされたのかどうか、そういったところも踏まえてきちんと住民や地域団体が参画できる仕組みを組み込んでいただきたいと思います。地域主権ということがとても大事だと思いますけれども、それは住民主権であって住民の参加が前提になってくるのではないかと考えております。

子ども・子育て基金特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付ということが言われておりますけれども、是非これは政府とは独立したような専門機関として設定をさせていただいて、その監査、事業評価の仕組みなども見せていく。やはりこういった仕組みがブラックボックスになるのではなく、透明性が確保された上で、これだったら国民もちゃんと負担していくというものに見せていくことが必要ではないかと思っております。そうであれば、皆さんも将来につけ回しをするのではなくて、自分たちも参画してお金も出すという選択をするのではないかと思っております。

以上、5つの視点から制度改革についての意見でした。ありがとうございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、JPホールディングスさん、よろしくお願いいたします。

○山口代表取締役 山口でございます。まず、これは政務官にしか追加資料をお渡ししていないんですが『週刊ダイヤモンド』の記事がございます。お持ちでない方のために内容をお話させていただきますと。これは昨年、仙台市で起きたことでございますけれども、社会福祉法人のワッセ森のひろば保育園という保育園で起きたことでございます。

内容を読ませていただきますと、「当初から理事長は園長に年間 3,000 万円以上の剰余金を出すように指示、また、職員の定期昇給を見送るなど、強引な手法をとった。園長は反発しつつも年間 1,000 万円以上の剰余金を計上した。その後、職員 24 名中 19 名が辞職、最後まで理事長に反発した園長は解雇処分の憂き目に遭った。その後、後任の園長も 4 か月後に突然辞任した」という記事でございます。

「保育園の運営では剰余金を出しても、それを自由に使うことはできない。」「余ったお金で別の保育園を建てることは可能で、息子や一族を園長や施設長、主任として配置することはよくあること。また、理事長が社会福祉法人とは別に遊具販売会社を設立し、そこから遊具を定価で買うというロンダリングも珍しくない」といった記事が出たわけですが、こういう保育園でも最低基準を守っているわけでございます。

現在、待機児童のいる市区町村は全国で 377 市区町村でございます。そのうち株式会社立を認めているのは 28.4%、つまり本来なら多様な事業者の中から優れた保育の事業者を選べばいいわけなんです、地方自治体がたった 28.4%しか株式会社を認めていない。株式会社だけではなくて、NPOだとか学校法人を認めていないところもたくさんあるわけでございますけれども、これが実情でございます。

つまり、社会福祉法人では最低基準は守っているわけですが、こんなひどいよ

うな事業者でも、もっと言えば全く保育の事業の経験のない事業者でも、社会福祉法人であれば認めます。しかし、株式会社であればどんなに実績を積んでいても、どんなにいい保育をやっても、その（株）という冠がついただけで審査すらされないというのが、今の多くの地方自治体の現状でございます。

おととい、私は名古屋市長に陳情に行っていました。名古屋市も今のところ株式会社を認めていません。市長にその理由を聞いたところ、市長と行政担当者は同じようなことをおっしゃったわけなんですけど、「認めたいんだ。だけれども、うるさい人がいる。」どういう人がうるさい人かというのは皆さんおわかりだと思いますが、是非そういううるさい人たちがたがた言えないような、少なくとも国費が入っているわけですから、国に株式会社であるとか社会福祉法人であるとか、そういった事業主体に恣意的な差別をしないような一文を是非入れていただきたいと思えます。

今までずっと保育の質についてお話が出てきておりますが、保育の質を担保するのは現在のところ最低基準と経営者の良心でしかありません。それだけではこのようにひどい事業者でも入ってしまうわけです。よく競争原理と言うと批判的に遭いますけれども、保育の質の競争原理を導入すべく、いろんな事業者が参入できるようなシステムをつくっていただきたい。これは新しいシステムだけではなくて、現行の認可制度においても一文を入れていただだけでも随分違うのではないかと私は思います。

2つ目でございますが、現在待機児童が都市部では非常に多くいます。それを解消するためには、私は株式会社というシステムを使う、インフラを使うというのは非常に有効な手段だと考えております。それは株式会社の特色である財務力、経営能力といったものを利用しない手はないと思えます。

しかし、株式会社の財務力というのは市場から資金を調達する能力でございますが、市場から調達する能力がありながら、配当を全く認めていないという状況がございます。つまり両手両足を縛りながら株式会社は参入してもいいということであれば、なかなか参入はしにくいという現状がございます。

先日、香取審議官が「国としては認めている。地方自治体の方で単に制限しているに過ぎない」とおっしゃいましたが、実質的には民改費が出ないと配当ができない状態になっておりますので、ここを是非緩和していただきたいと考えております。

○泉政務官 ありがとうございます。たくさんの御意見をちょうだいいたしましたし、これは我々がちょうだいしたというだけではなくて、それぞれの団体がお伺いになられたかなと思えます。

これから意見交換をさせていただくわけですが、恐らく非常に難しい意見交換かなと思えます。誰が誰に何を言えばいいのかというところがあるような意見交換。あえてそういう場ですから嫌われ役になることも含めて、少し前提で話をさせていただきたいと思えます。

今、各種皆さんから御意見をいただきました。その中で一番最後の山口さんのお話でい

きますと、恐らくどの主体であろうとも、これは幼稚園も含めて、あるいは子育てひろばも含めて、悪い人は悪いし、いい人はいいということに尽きるということで、どの業界がいい悪いということでは間違いなくと思います。そういう前提を持って、それぞれの団体の中ではできる限りそういう例を減らしていかなくてはいけません、決してあそこの団体が悪い、あそこの業界が悪いという形での改革の議論にはしたくありません。それは是非、お互いに気をつけながら。

実はこのヒアリングの3月を通じて、あるいはそれ以外の場でも結構1つの属性を、「ここはこうだから」というふうに発言されることはよくあることです。それは地方のそれぞれの関係者においても伝説、エピソードのようなことも含めて、いろいろと言われてくることでありますが、決してそう簡単には位置づけられないというか、割り切れるものではない。それぞれよくやっている方、よくやっていない方は、どの制度にもあるということをもまず前提に考えていただきたいということです。

恐らくこれは、これまで皆様が行政、政府、役所に対してどのようなやりとりをされてきたのかというところにも、多少つながるのかもしれませんが。今までは皆様が要望をして役所が決める。皆様のヒアリングを受けて最終的には役所が決める、政府が決める、行政が決める。こういうスタイルで来られたところが多々あったのではないかと思います。ですから、それは今日それぞれの皆様からの発言を伺っていますと、やはり要望、陳情という形の御提言が多い。「あれはしないでほしい」、「これはやめてほしい」、「ここは反対です」ということが多いんです。

しかし今、大事なのは、自らの立場で発言をすることとともに、他者の立場も含めながら、もっと言えばここにいるすべての人間が子どもたちと利用する親たち、さまざまなタイプの方々がおられることを前提に、自分たちの立場でできることと、今、世の中として取り組まなければいけないことと、この両方を考えることだと思えます。ですから、今はまずは皆様それぞれからお立場からの御発言をいただきました。

一方で、この世の中における今の子どもたちの置かれている環境、皆様のサービスを利用していない子どもたちが隣にいるということ、このことに誰がどうやってアプローチをし、考えていくのかということは今、問われている。そう考えれば、私たちは自分たちの施設を利用している子どもたちのことだけを考えてはいけないということが、おのずと導き出されるんだと思えます。そういう前提で是非とも建設的な御提言も含めていただいて、そのすべての子どもたちの育ちを、生育環境をよくしていくためには、どうしたらいいのか。これを是非皆様にこれからはお話をさせていただきたいということも、冒頭をお願いをさせていただきたいと思えます。

まずは各論の前に、前提としてそういうことを一緒に考えようではないかというのがこの改革であり、皆様の思いを受けて行政が判断するというではないと思えます。どれぐらい期間がかかるのかは正直わからないかもしれませんが、しかし、一緒にやっていくんだということが大事なんだと思えます。その意味ですべての子どもたちのことを一緒に考

えていただければと思います。

そこで数多くあるわけですが、どこかからは始めなければいけません。ということで、例えば1つ、ここから始めることもいろいろ論があるかもしれませんが、今、1つの象徴として、全体的な子どもの育ちに関する国の理念がないのではないかというお話が、先ほどどなたかからもお話がありましたが、幼稚園の世界は学校教育法があり、要領がある。保育園の世界は指針があり、家庭教育の世界には何があるのかよくわからない。あるいは多様な保育メニューの世界には、これまた何があるのかいまいちわからないという状況について、今、新システムの方向性としては「こども指針」というものをつくっていったらどうか。

その大まかな中身というのは施設保育は勿論その中に入ってくるし、願わくば「こども指針」の中にはやはり家庭が、地域が、大人が子どもと接していくときに、何が 필요한のか。あるいは子どもそのものにとって何が 필요한のか。こういうことも盛り込みながら、施設保育ということについても、しっかりと書き込みをしていけるようなものを考えたいなと思うわけですが、何かそれについて皆様から御意見があれば、まず取りかかりの議論としてできればと思いますが、いかがでしょうか。

○田中元副会長 今の御意見について、今までの幼稚園教育要領または保育所保育指針というのも、視点としては施設を中心としているというところは御指摘のとおりだと思います。子どもは生まれて育っていく。これは0歳であろうと1歳であろうとそれぞれの年代の中で育ちがあり、それがもともと一人の子どもが産まれてくるというのは、間違いなく一人の大人が一人の子どもに関わらなければならないという、これは自然の摂理の中でそういう状況があると私は考えています。

1対1の状況と、どの年代から集団が成り立ち得るのか、0歳から成り立つとしたときにはどういうことがベストなのか。もう一つ、先ほどほかの方も言われましたが、地域の中で子どもが育つ。かつて地域があったので、集団教育はこういう形でやったという議論があったと思いますけれども、現在地域が非常に衰退している。また、関東のように地域というものの存在自体が希薄になっている。そういう場所での集団と子の在り方ということ、すべてを見直していくという意味で幼稚園教育要領、保育所保育指針を家庭の方向も入れたものとして見直していくことが、非常に重要な視点であろうと考えます。

○泉政務官 西田副会長、どうぞ。

○西田副会長 全保協でございます。今の田中先生のは関係性がとても大切なんだというお話だろうと思うんですけども、地域に根差す保育、保育に欠けるということからすべての子どもたちに対して養育サービスを提供する、その在り方について考えていったときに、こちらが幾らこのメニューを用意しても、実は地域の中でどういうメニューが求められているのかとか、それぞれの御家庭によって利用できるサービスが地域にあるのか、あったとすれば本当に利用できるのかという、私どものサービスを提供する側と受ける側とのコミュニケーションが余り密でないというか、成り立っていない部分があると思います。

保育所も本来ならば、どれだけの地域を指すかというのはそれぞれお考えがあるかもしれませんが、その地域の中で例えばお母さんが妊娠をされた、出産をされたという情報が、実はこちらに保育所を利用する方だけの情報しか入ってきていないと思うんです。

ところが、国は全戸訪問とか4か月の赤ちゃんのところに訪問をしたりしている。その中で、この御家庭についてはもう少し保育のサービスを利用された方がいいのではないですかという情報も、多分持っていらっしゃるんだと思うんです。そういうことを取り入れている都道府県もあるようでございますけれども、この福祉の分野だけではなくて保健医療とか、そういういろんなところでネットワークを組みながら情報を共有させていただく。

どこまで個人情報になるのかわかりませんが、そういうきめの細かいシステムにしていかないと、本当に私たちが提供しなければいけない相手に、保育の公的サービスを提供できないという結果になってしまうような気がいたします。

以上でございます。

○泉政務官 奥山理事長、どうぞ。

○奥山理事長 今回の御意見についてですけれども、やはり私どもは子育て家庭に非常に近い立場での運営というのをさせていただいております。ですので、親御さんが必要とするような産前産後のサービスですとか、訪問のことですとか、一時預かりのことですとか、地域にある子育てサロンだとか、多様なサービスメニューを地域子育て支援の方で持っておりまして、訪問する方に地域の情報を持って行っていただいて地域につないでいくというような、産前産後から拠点、サービスというふうにつないでいく仕組みというのをつくらなければいけない。

そのときにはやはり当事者の声、今、当事者がこの地域で何を求めているのか、その御家庭についてのニーズに寄り添っていかなければいけないのですが、そこをセンス良くキャッチしていく力、それはやはり当事者に近い人たちが得意とするところだと思いますので、是非そういった観点からも見ていただけるといいのではないかと思います。

○泉政務官 ほかいかがでしょうか。

確かに恐らく今から出産をしようというお父さん、お母さん方は、その時点では多分幼稚園にも保育園にも地域サービスにも、あまりアクセスしていないという現状があると思います。ですから西田さんがおっしゃったように、そういう意味でのコミュニケーションですとか、早期の対応ですとか、そういったものはまだまだできていないのかなと。

やはり園なりメニューにアクセスをしてくださった方々に対して、我々は今までは対応してきたところはあるのかなと思います。それがいい悪いではないですけれども、一方で恐らく崩壊してきている家庭も含めて、そこにどうアプローチをしていくのか、どこにもアクセスをしない方にどうアプローチをしていくのかということも、確かに大事なことなんでしょうなと思います。

そういった意味で、先ほど言っていた「こども指針」というものが、これはまだ願わくばというか願望のレベルであります。今までの施設保育に更に充実をしていくようなもの

ので考えていく方向で、その後、勿論中身というのは、まさに今まで恐らく要領と指針をつくり上げてこられた、まさに団体の皆様も含めた当事者の皆さんの真摯な御議論の中で、恐らく「こども指針」というものができ上がっていきんだらうなと思っているわけですが、方向性としてはそういう方向性でよろしいでしょうか。

○岡上会長 今のお話の中で「こども指針」ということに対する言葉の定義についてですが、基本的な方向の中で出ているものは、教育要領と保育所保育指針の統合した「こども指針」という形を考えているというように読めますが、そうではなく、今のお話の中ではもう少し広がって、日本の子どもをいかに育てていくかということに対する指針とすると、少し意味合いが違ってきます。どちらを目指していくのかということもはっきりしないと、中身の論議が複雑になっていくかなという気が今いたしました。

○泉政務官 もう一度補足しますけれども、私が今お話をしているのは、その中に施設保育というのは恐らく特別に書かれることになるんだと思います。子どもの育ちというものは勿論一人ひとり価値観は違うかもしれませんが、恐らく今の要領にはすばらしいことが書いてあるし、指針にも基本的には皆さんこれは間違いだらうということは書いていないんだと思うんです。そういう前提があると思いますので、ベースはそこからなんだと考えます。

恐らくそのすばらしいことというのは、家庭での保育にも通じるどころ多々ありということかなと考えています。

○古渡副代表理事 全国認定こども園協会ですけれども、今の話というのは基本的に我々が今やっている中で言うと、幼稚園、保育所両方合わさった総合機能として動かさせていただいています。そういう中で地域に根差したとか、先ほどもいろいろ提案はしているつもりなんです、すべての子どもというのは今、政務官からお話があったように、見る観点が幼稚園とか保育所という観点ではないというのはたしかだと思っています。その中でやはりすごく大事ななと思っているのは、施設でできることと先ほどワーク・ライフ・バランスのお話をしたと思うんですけれども、両方が一緒になった仕組みでないといけないのも出始めたということだと思うんです。

話の途中にも若干入れたと思うんですが、私は両方やっているので両方のコウモリのような話しかできないんですけれども、基本的に従来ある幼稚園とか従来ある保育所のもとのシステムというのは、なかなか大したものだと思っているんです。

ただ、今の現実の子どもの生活、地域の仕組みとかいろんな観点から考えたときに、そういう意味では逆に言えばもっと総合機能化が、幼稚園にしても保育所にしても認定こども園にしてもそうだと思うんですけれども、本当の意味の総合機能化を図りながら、かつ、先ほどのいい人はいい、悪い人は悪いという話ではありませんけれども、そのための評価システムも必要になってきていると思いますし、逆にもっとストレートに言えば、先ほどちょっと自分の立場も言ってしまいましたが、やはり園長の質というのが一番大事ななと自分では思っています。

我々自身もみんな持っていると思うんですけれども、それはどういうことかという、今までの長い時間の中で我々の現場の話で言えば、簡単に言えばいつも幼稚園の先生とか保育所の保育士さんという立場の中で、水準を下に置かれていた時期が長かったというのがかなりあると思うんです。でも実際に子どもという育ちの観点からこれだけの科学性とか、本当に子どもの育ちを保障していく保育スタッフ、職員何でもいいですけれども、その職員を今、本当にちゃんとできてこないと現場でも使えないという現実も始まっています。

ということは、幼稚園にしても保育園にしても認定こども園にしてもすべてそうなんです、もっとそういう意味では前向きな意味での総合機能化という観点で、地域の子どもたち、施設の子どももそうですけれども、あえて地域のおじいちゃん、おばあちゃんもそうですし、子どもも乳児もそうですが、そういう総合的な見方ができるシステムでないと、多分そこが難しいだろうということで、先ほどワーク・ライフ・バランスとの中でも、両方一緒のセットでないと動きませんよと話したつもりだったんです。

○泉政務官 坂崎委員長、どうぞ。

○坂崎委員長 私の考えていることと、新たな「こども指針」のときに文章の中に幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校との一貫性や整合性ということの中での「こども指針」というのを書いていたので、私はそれは違うと今、話をしようと思ったんですが、政務官と同じような話をすることになってしまうので、私はここに書かれている「こども指針」というのが違うのではないかということをお願いして今日来たんですけれども、本来であれば国がどのように子どもを育てたいのか、どのような子どもにしていきたいのかというのは非常に大げさな話になりますけれども、その基本的なことがあった中でそれを例えば自主、自立、協働といった中で子どもたちを育てていくんです。

そういう中において家庭や地域はこういうふうに考えます、その中で施設はこう考えます、保育所はこう考えます、幼稚園はこう考えます、学童はこう考えますということが私は基本だと思っています。ですから、すみませんが新システムに書かれているものは私は賛成できないんですけれども、なんかおかしいなと思って今お話をずっと聞いているんです。

○泉政務官 すみません、中断するわけではないんですが、そこは新システムの文章というものは恐らくこれで完璧なものではないと私は思っておりますし、皆さんがこの間4月27日以降、この文章から一生懸命どう解釈をし、どう導き出すかということに御苦勞されている姿も見えてまして、そういうものでも私は逆にはないのではないのかなと思っていました、国がまず示すことだというお言葉がありました、実はここから変えなければいけないと思うんです。役所が国ではなくて、私たち国民が国なんです。

ですから、一緒になってそれは考える。でもそのベースにはこの指針においては非常にいいベースが要領と指針というものが既にあるわけですので、やはりこれをベースにすべての子どもに共通するものというものを、私は導き出せるのではないかと。それはやはり行

政が結果を出してから、皆さんに告知するというものではないんだと思います。やはり一緒になってつくっていくんだというものだと私は考えています。

今日必ずしも結論を出すという場ではございませんので、まずは指針についてはそういう考え方だということを改めて御認識いただいて、また今後の議論へ移っていければいいなと思います。

続きまして、小さい話で恐縮なんですけど、幼稚園においてはやはり子どもの育ちの一貫性ということの中で、それは保育園もいろいろ考えてはおられるわけですが、あるいは保幼小の連携も含めて、いわゆる子どもの申し送りが例えば就学前であっても幼稚園同士で移るときには必ずそれはやっていますという話がありました。保育の世界では必ずしもそうではないという状態にある。

これがいい悪いというところはまず置いておいて、そういう状態にあると伺っているわけですが、これは制度的にそうになっていないからなのか、小学校に送るのは確実に恐らく送るんだと思いますが、恐らく小学校に入学する直前の園の分は届くけれども、もしかしたらそれまでの分というものが蓄積がない場合があると聞いたわけですが、これは間違っていないですか。率直に現状で結構です。

○坂崎委員長 今の小学校に上げる形のものでは、子どもの育ちの部分を書くところがあります。ただし保育所が言っていること、泉政務官が言っていることは、3歳未満児まであるところにおいて、こちらの保育所に来たときに、そこの連携をとるような形にはしていますが、最終的に書くときには、やはりそこからしか書けないということはあるんだと思います。ただし、そういうことの弊害がないようにはほとんどの保育所がしていると思います。

○泉政務官 なるほど。ほか、保育園関係はありますか。

○西田副会長 幼稚園は積み上げ記録だと思います。保育園は就学に当たって年長時の姿を中心として書いて小学校に送るとなっています。実際やはり転居等で保育園が変わるということはよくある話でございますので、それはすべてやっているとは申しませんが、手紙とか電話等で申し送りをしたりしています。今行っている小学校への申し送りにしても、その子が伸びているところをどうやって今後伸ばしていくんだという視点で申し送りができれば、一番いい形になるのではないかと現場の方は思っています。

○泉政務官 ここも今日は論点だけ皆さんにお示しをして、是非今後御議論、場合によっては両団体でということも含めてかもしれませんが、お願いしたいなと思います。

これは恐らく子育てひろばなんかも今後普及をしていくときに、何かしらずと長期間子育てひろばを利用してきた御家庭があって、その情報がもし小学校に全く届かないということであれば、それは恐らく子どもにとっては随分違いが出てくるのかなと思うわけです。ですから、年長時を見るという視点もなるほどなど、もう一方で積み上げというもの、これまた一理あるなど。私の判断からすれば、これは判断がつかないぐらいの両方それなりのやり方があるやうにやっています。

例えばこういうことを御議論いただく中で、ではもう一度子どもの育ちにとって必要なことというのは、こういうふうに整理できるねという御議論をいただくということが今後あれば、徐々に統一化をされていくのかなと。そこには是非幼稚園、保育園だけではなくて、やはりいろんな事業者というか、子育て広場タイプあるいは保育ママについてはどうするかということもありかもしれません。そういったことも常に思いをはせながら、議論をしていただければなと思った次第であります。

私ばかり進めていってしまっていて多少いいかどうかありますが、この時点でそれ以外の案件だけでも、とにかくこの場だから言いたいということがもしあれば、一遍私の進め方を切ってお話を聞きたいと思うんですが、そのまま進めてもよろしいですか。

そうしましたら、次はこれも今日とても結論が出る話ではありませんが、保育の時間と両立支援あるいはワーク・ライフ・バランスということについて、やはりどう考えていくかということであると思います。

今日は子どもに携わる皆さんが数多く来られているわけで、多くの方々が愛着を持った関係というものを望んで、それをどう代替するかということも含めて恐らくこういった事業を展開されているということであろうかと思えます。そういう中で今の流れというのは、やはり施設なり保育メニューの側に、徐々に負担が拡大している社会状況なのかなと理解をしております、しかし、負担が拡大しているから、その負担を受け入れるべく対応を強化するという一方のみで、果たして本当によいだろうかという問題意識は持っております。

それはなぜかと言え、当然ながら子どもの育ちというものを主眼に置かなくてはいけないからでありまして、そういったところで例えば幼稚園はより短い時間を前提にしているわけですので、今まではその世界の中でそれが最善というふうにやってきました。

一方で保育園は、さはさりながらとして開所時間というものがあって、今それがまた首都圏では延びつつあるという状況も抱えている。しかし、それもそのまま延ばしていったのかという話もある中で、これまた同様に子どもの育ちにとってあるべき姿というのは、やはり何かしら求めていったいいのではないかと。もしかしたら、そのあるべき姿というものを提示しながら、例えばもっとワーク・ライフ・バランスの方に声を上げていくことも、1つの皆様方の方向性としてあってよいのではないかとということも含めて今、問題意識を持っております。

今日は意見の一致は見ないかもしれませんが、子どもにとっての育ち、保育利用時間といったものをどう考えるのかということについて、皆さんの御意見があればお伺いしたいと思いますが、どなたからでも結構です。

ここは相当難しい問題であります、普光院さん、いかがですか。

○普光院代表 大変悩ましいところで、私なんかは6時までの保育園でずっとお世話になってきたんですけれども、それは20年ぐらい前で、今は6時半までで延長で7時半まで、そして8時まで、10時までという保育園が出てきているという中で、やはり全体的に保護

者の保育利用時間は長くなっていると思います。

長くなっている背景は保護者がどんどん長く働くようになってきているというよりは、いろいろな職種、昔だったら流通業の人とかは認可保育園などは利用できなかったんですけども、今は利用できるようになってきているとか、非常に多様な働き方がカバーされるようになってきたんだということが、どうしても1つあるので、ここはやはり単純に短い時間に抑えた方がいいということにはならない部分があると思うんです。

でも一方で、やはりみんなが預けているんだから、私も延長保育を利用していいとか、10時まで預かれる保育園に行っているんだから利用していいとか、あるいは会社側がそのように要求するとか、そういう状況もある部分もあるんだろうとっております。

ある区の10時までの保育園と、別の区の10時までの保育園では全然利用者が違って、最初に言った方の10時までの保育園は、かなりの2けたの人たちが毎日利用しているんだけど、もう一方の区の方は本当に毎日1〜3人程度しか10時までの利用はないという差があって、これは単に地域差というよりは区の姿勢というか、園の関わりと言うんですか、園が保護者にどう関わっているかによってもかなり違ってきている。

何が言いたいかといいますと、つまり保育園というものをどのような施設として保護者なり社会に対してもそうですけれども、インプットするかということが大事で、今までは利用者本位という言葉が、何か非常に商業的なサービスと混同されてしまって、お金さえ払えばだれだって利用できる権利があるんだから当然利用すべきだし、企業の側としてはそれくらいの給料を出しているんだから、利用しなさいということにもなりかねないわけです。

保育施設というのはそういう場所ではないというメッセージが、最初の原点のところが必要で、でも勿論必要な人にはちゃんと支援をするんだけど、みんなで子どもの最善の利益というのを、企業も国も自治体も保護者も保育施設もやはりみんなで考えているんだということを原点に、国民にわかりやすいメッセージとして伝えないと、この矛盾というのはなかなか解決しづらいただろうなと思っております。

○泉政務官 そのほかいかがでしょうか。岡上さんに実は質問をさせていただきたいんですけども、先ほど多様なスタイルというものが認められるシステムにしてほしいというお話がありました。

これは実は2通り考え方がありまして、1つは園ごとの多様なスタイル。要は地域を1つの面として見たときに、園ごとに多様な保育園や幼稚園や、あるいはその中でも教育の考え方がいろいろあって、建学の精神もこれありで、選択性があるという考え方が1つ。

もう一つは、それは利用者にとって言うところの園はこれしかないという姿でもあり、利用者にとっての多様なスタイルと考えれば、1つの施設の中でいろんな子どもたちがいるという考え方もあります。先ほどおっしゃっていただいたのは、イメージとしてはどちらのイメージでおっしゃられましたか。

○岡上会長 両方です。私としては利用者にとって多様なスタイルとは、幼稚園もあれば

保育園もある。そして1つの園にも認定こども園のように、幼稚園部分で帰る子もいて、保育所部分まで残る子もいる。そういう多様性です。そしてそれは今、普光院さんがおっしゃいましたけれども、やはり子どもにとってどういう保育が大事なのか、あるいはどういうニーズがあって、そのニーズが長い時間であればそれは仕方のないことというか、必要なことであります。

その場合には、その長さの中で子どもにとって一番いい保育形態ということになると思うんです。ですから、時間という考え方だけで結論を出せるわけではなくて、先ほどワーク・ライフ・バランスという話もありましたけれども、そういった望ましい生活スタイルを保護者が責任を持って選択できる。

責任というのはただ決断することではなくて、自分の財政状況あるいは生活スタイルの考え方と、自分の子どもにどういう生活をつくってやるのが、その子が一番伸びるのかということを考えて、そうした上で選択できる。責任ある選択。それと、その結果に対して保護者が選択した子育て方法が子どもにとって本当に一番いいことかを考える生き方、自分の選択ができる、選択可能な社会をつくっていきたい。子どもが関われるいろいろなライフスタイルの中で、できる限り親子がともに生活できる。それは時間だけではものを言うことはできないかなと思います。

○田中元副会長 私は面として子どもを育てる環境が成り立っている地域と、面というのが無理で、一つひとつが点としてあるんだけれども、その点の施設が多様な機能を持たなければならない地域、これは都市部の問題と非都市部の問題、日本国家が抱えている大きな問題だと思いますが、このことが鮮明に出てきているのではないかな。

例えば非都市部では、私立幼稚園の先生とかに今回のシステム会議とかの意見を聞くと、システム会議よりも何よりも、まずは地方で働ける場所を何とか確保するように言ってくれと、それが先がないとこれは幼稚園の選択も保育所の選択も何もなくて、生きていくためという部分がある。ですから、やはり面の部分の論議ができるどころと、面の部分の論議ができていなくて点の議論をしなければならないところの使い分けが必要だろう。

また、保育時間の問題については幼稚園教育要領等で4時間を標準とすると書かれていて、それはあくまでも教育の視点ですから、子どもがどういう環境の中で育つのかという視点が入ってくると違うものになるかもしれません。けれども、施設の中でいる時間の限界というのはあると思うんです。

私の園では例えば保護者の方が熱が出たとか、下の子どもが入院してどうしてもだめだというときに、保護者同士が協力してほかの家のあるところで一晩過ごすというのがあります。そこは単なる施設ではなくて、ファミリーとファミリーがうまく結び付く。それが本当の意味での地域として結び付いているということだと思うんです。そういうのが例えば幼稚園または保育所というのを本当に介してもらえれば、お互いの家の特性が分かった上での本当のファミリーのサポートがしやすい。そのようなシステムもあり得るのではないかなと思っています。

○泉政務官 真田事務局次長、どうぞ。

○真田事務局次長 学童保育の場合は保育園、幼稚園と違うのは、子どもたちは小学校に行っているわけです。ですから例えば夜遅くお母さんが帰ってくる、あるいは学童保育は7時ぐらいまでが多いと思いますけれども、それ以降の学童保育というのはあまりないんです。それは結局夜遅くなっても、次の日は朝ちゃんと起きて学校にいかなければいけないという1つの固定されたスタイルがあると思うんです。

ですから、私たちは今も就学前の子どもを持つ働くお父さん、お母さんたちに対しては一定の保護政策がありますけれども、子どもが小学校に上がったときにそれがなくなってしまいます。しかし、実際に夜遅くまで働いていた家庭は結局子どもも遅い。だけれども、翌日はみんなと一緒に学校にいかなければいけないということがありますので、やはりそれは小学校の子どもたち、卒業するまで働くお父さん、お母さんたちに対する一定の保護政策というのが必要なのではないかと考えています。

○泉政務官 今は制度上、いろんな分け方で就学前、就学後と言っていますが、今、真田さんがおっしゃったとおりで、子どもにとっては就学前も就学後もなくて、家庭においては親との関係で言えばある一定の年齢までは子どもというのはそういう存在、もっと言えば子どもそれぞれにとって年齢もまた違うということだと思いますが、特に低学年はそういう配慮が必要な子どもたちは多いです。

時間についても今後の議論に委ねられていくわけですが、これもやはり役所が何時間と皆さんにお示ししてやっていただくということではなくて、その理想的な時間がある中でそれを原則にしてどう考えていくかということが、方向性としては進み方はそういう進み方で考えていくべきことなのかなと考えています。

この後、イコールフットイングの話に移ろうと思うんですが、その前にもう一つ、時間とともに質です。勿論ナショナルミニマムで、これは今、私も国会答弁の中では明確に引き続き存在をしていくと言っております、必ずしも各地方に行きますと、いろんな関係者の皆さんからそうではないのではないかという懸念が寄せられておまして、それはちゃんと確認しておりますということで、ナショナルミニマムは維持をするという考え方の中で、勿論今回の地方主権というものは、一つひとつには勿論質の基準というものがあの中で、その中でどの施策を選ぶということについては、各地域ごとの特性が出る可能性はあるのではないかと。基本的にはそういう整理です。

それはそれなんです、例えば人員の配置について、やはり大きくは幼稚園と保育園の世界では学級制ということと、そうではないことも含めて、これも今後共通化をしていくものになるかなと思います。そういう中でどういう姿が望ましいのか、こういったこともお考えいただかなければいけないと思います。

今日御意見があれば皆様から御発言をいただいて、なければこれは今後ということにさせていただきますと思いますが、何かございますでしょうか。あるいは奥山さんの関係や、今後恐らく伸びていくであろう保育ママということについての在り方や、その場合の要件

についてでも結構でございます。

○西田副会長 先ほどの保育の時間の話でございますけれども、やはり3歳から就学に向けて必要な時間帯というのがあるかと思えます。それは決して就労とかそういうことで外す時間帯ではないのではないかと考えております。

すべての子どもたちを対象としても、やはり保育に欠けるという今の条件に合う子どもがなくなるわけではございませんので、そういう意味で考えていきますと、やはり保育の時間は8時間は3歳以上児は要るのではないかと、私どもはそういうスタンスをつけさせていただいております。一方で、現在、質の担保の視点で考えれば、例えば決められた時間に外れているお子さん、早朝とか夕方というのは実は質の担保がはっきりと行われていないという現状でございます。むしろそういう朝早くとか夕方に保育園を利用するお子さんが、しっかりと質の担保をされた中で生活を送るということが、非常に必要なのではないかと考えております。

今のお話でございますけれども、実は人員配置などを考えていきますと、現状でも非常に矛盾があるところがあります。特に今、幼稚園教諭と保育園の保育士が置かれている現状というのは、保育士というのは1日11時間開所の中で8時間を保育するわけですが、研修などを実際に積み上げていくというのは非常に難しいんです。

例えば幼稚園は4時間、5時間で終わる。預かりをしてもその後、次の日の準備をされるということで、その保育所と幼稚園の現状の違いあるいは特性を踏まえて、御検討いただければいけないのではないかと思います。

○泉政務官 山口さんなんかは、研修ということについて何か可能性、よりすべての施設がうまくやっていくために、何かお知恵というのはございませんか。

○山口代表取締役 これが一番ベストかどうかというのは別として、私どもが取り組んでおりますのは現在、全国で200コマの研修がございます。それぞれ発達であるとか、技術系の問題であるとか、安全面であるとか、ジャンルに分けてまして新卒の職員向けの研修であるとか、そういったものにそれぞれ専門家を入れたり、園長さんに講師になってもらったりしながら、そういう研修制度を提供しております。

それでもどうしても例えば仙台とか離れたところになりますと、そこでそれだけのコマ数を提供することはできませんので、実際にやったところをビデオで撮って、それを送って個人的に勉強してもらおう。その上でレポートを書いてということになっています。大半は就業時間内にやるのではなくて、一部は強制的に就業時間内ではあるんですが、自主的に自分のやりたいものを選択してやっていただくといった制度にしております。ついにながら申しますと、そういう研修にたくさん出た人に対して、より高い評価をするという制度にしております。

○泉政務官 ありがとうございます。恐らく西田さんがおっしゃられた中には休みを非常に取りにくい、時間を見つけにくいということもあるんだと思いますが、聞くところによると、かつては幼稚園、保育園が団体同士一緒に研修をすることも多くあった。今もなん

でしょうか、少し減ったというお話も、これは恐らく双方相当お忙しい中でのことなのかなと思うんですけども、例えばの姿として可能かどうかということは1回お伺いしてみたいと思います。

さまざまな団体ごとの研究ということの枠を、恐らく今後こども園なるものがいずれできてくれば、相互的に乗り入れをしながら将来的には1つになっていくことになれば、勿論学童も含めてかもしれませんけれども、いろんな合同研修的なものというのは増えていったりするのかなとイメージするわけですが、それは勿論民間も含めて、あるいは団体に入っていない施設なんかも含めてかもしれませんけれども、そういったものの取組みの可能性というのはいかがなんでしょう。

○岡上会長 自治体の中には幼稚園と保育所の合同研修というのは増えてきていると思います。また、私の所属している研究団体ですけども、全国幼児教育研究協会では、国公私立の幼稚園と保育所の保育士の方あるいは大学の教授も含めた、幼児教育に関わるすべての方が参加できるような研究団体もございます。教育、保育に関わる方はやはり子どもが好きですから、自分の能力を磨きたいという意欲が強い方も多いですから、就業時間内にできる研修ではありませんけれども、自主的な研究団体というのも数多くあるかと思えます。

○泉政務官 奥山理事長、どうぞ。

○奥山理事長 私ども子育てひろば全国連絡協議会では、今回地域子育て支援拠点事業ということで、保育所のセンター型と私どもがずっとやってきたひろば型と、児童館の乳幼児支援ということで、児童館型と3類型が一緒の事業になりました。ですので、研修は全国でやるときには地域の保育所のセンター型の方々にもお声がけをさせていただいて、一緒にやっています。

やはりお子さんを預かるという専門性と、地域子育て支援で地域の子育て家庭に関わるスタッフのスキルというのは、お互いやはり違うと思いますので、NPOとして主体にやってきたひろば型と、保育所を基盤としてやってきたセンターさんとの職員と合同でやることで非常に交流ができて、地域の中での連携ということも図れると思います。これは是非幼稚園、保育園、地域で関わっている私どもも含めて、自治体ごとのネットワークづくりをすることでそ野を広げていくことが、これから非常に各地域で必要になってくるのではないかと思います。

○泉政務官 普光院代表、どうぞ。

○普光院代表 ちょっとまた話が違ってしまいかもしれないんですけども、保育所保育指針、幼稚園教育要領が改訂になれば研修等幅広くされていくと思うんですが、そういうところに熱心にやってきて、その指針や要領が伝えている就学前教育のメッセージを受け取って、それを実現しようとする施設もあると思うんですけども、一方でそういうものに全く無関心で好きなようにやっておられて、好きなようにやっているものがすばらしいものだったらいいんですが、何だか保護者におもねるといえるか、安易な習い事、保育を

ばっと並べて、それも別に料金がかからなければいいんですけれども、一々別料金をとって、例えば保育所なのに月謝が 5,000 円アップになっているというところも実際にあるわけです。

幼稚園さんも預かり保育の時間に、そういう別料金の習い事をがらがんやっているところもあつたりして、それはどこから先はやっていいのかという程度問題ではあると思うんですけれども、私はやはり公的な保育教育の中ではどんな子どもにも、月謝を払えない御家庭にも、家庭の経済事情にかかわらず、質の高い保育教育が提供されることを死守していただきたいので、ちょっとそこで先ほどオプション料金いかなものかということをし上げてたんです。

その辺も1つ理念の問題として、別にけちくさくお金を出したくないとかそういうことではなくて、理念の問題としてすべての子どもに質の高い保育教育という点で、そういったシステムの方へ下ろしていただきたいなと思います。

○泉政務官 恐らく世間的には幼児教育と言ったときに、何%ぐらいの方が英才教育や能力開発を思い浮かべるかというところは、懸念しなくてはいけないことなんだと思います。それを国がするべきことなのかといえ、それは違うというのが恐らく皆さんの御意見でありまして、そこは生活と密着した人づくりであるということが大前提であるということも含めて、恐らく教育の独り歩きあるいは保育の独り歩き、ここを変えていくというのが一番最初の話であった「こども指針」ということにも、私はつながっていくのかなと今、考えてはいるわけですが、ありがとうございます。

次に行かせていただいてもよろしいでしょうか。いわゆる民間参入、イコールドフットイングと言われることがあります。山口さん対誰々ということではないと思っております、一番最初にお話しましたが、やはりどの主体にもいい運営をされている方、熱意のある方、そしてそうではない方、これが存在をするという前提で、方向性としては新システムにおいては多様な主体、意欲のある主体が参入できる仕組みにしようではないか。

それは例えば幼保一体化すべてが待機児童対策ということでは全くありませんでして、同列に語られてしまうことがよくあるわけですが、そうではないという前提でお話をすれば、特に首都圏においてはなかなか認可園、これは自治体の力も含めて進んでこない。進んでこないから、それを容認して別のルートに向かうんだということでは決してないわけですが、民間の中で非常に意欲または質の向上に取り組みながらやってきている方々もおられる。そういうものについて、どのように一緒になって歩んでいくかということになります。

自治体においては、例えば民間委託という際に限定をかけるということもよく見られますし、あるいは今、一番皆さんも注目をされている1つである配当の問題等々もあるかもしれません。改めて、よければ山口さんに配当というものの考え方や、あるいは今、我々は議論の最中ではありますが、例えば撤退規制はなければだめなのではないかという論はあるわけですが。明日からうちはもうつぶれますから、子どもたちはどこかへ行ってください

というのはなかなか今、我々が議論している中でも容認できるものではないと考えておりまして、運営形態はさまざまであっても、一定のルールを決めることはできるのではないだろうかということに立つわけです。

であるならば、逆に言うと一定のルールがちゃんと定められるのであれば、それは主体はさまざまであってもいいのではないかということです。そこにはこの法人形態だから、こういう助成とこういう税制優遇というふうに今までは決められてきたわけですが、それもすべて現在を前提にすることもないわけなんです。これは変えられることでもあるんだと思うんです。そういう中でもう一度考えたときに、果たしてその可能性やいかんということでありまして、何か申し訳ない立場ですが、山口さん、よろしいですか。

○山口代表取締役 私は今日は受けて立つ立場だと思っているんですけども、まず配当についてお話をさせていただきますと、繰り返し申し上げますように、株式会社、特に上場企業の配当というのは、社会福祉法人であれば支払金利と同じ意味でございます。無制限に配当を認めてもいいのかという議論もございますが、我々上場企業の経営者が無制限に配当するなんていうことは、あり得ない話でございます。当然内部留保を持ちながら、その内部留保で次の新たな投資であるとか、ゴーイングコンサーンというのを経営上考えていかないといけないわけでございますので、そういったバランスの上で配当というものが存在するというところでございますので、決してそれが支払金利と何の遜色もないものであると考えております。

撤退に関して申し上げますと、撤退するのは株式会社だということをよくおっしゃる方がいらっしゃるんですが、決してそんなことはございません。社会福祉法人でも結構全国でいきなり明日やめるということが行われているわけでございます。例えば京都なんかでも 12 年前に、労使の紛争で嫌になった経営者がいきなり明日から閉園ということをして、社会福祉法人でもやられるわけでありまして。ただ、そういったことがいいのか悪いのかというところは絶対的に悪いわけでありまして、これは株式会社であっても、そういったところの制限を加えられるような制度にすべきだと考えております。

○泉政務官 今の御意見を踏まえて、田中元副会長、どうぞ。

○田中元副会長 幼稚園の立場から言わせていただきます。まず今 16 ページに書いていただきましたんですけども、運営費の使途制限についてということで、剰余金の使途制限があるため配当に資金を振り分けられないばかりか、初期費用の回収もできないという文章がございますが、私立幼稚園を設立している学校法人で初期費用を回収しているところは 1 つもない。すべての財産を拠出して理事報酬は禁止されている。

そして理事報酬を出している場合には、ここにもおられますけれども、財務の方、国税庁が来て、最初に拠出した資産であっても、それは脱税と見て課税される。こういう運用上の中で私立幼稚園は学校法人化していつている。この現状をまず見ていただきたいと思っております。

ですから、初期費用自体を回収するというのが教育の理念に私はなじまないと思います。

そして、例えば学校法人というのが今どういう仕組みなのかというのを世界で見たときに、学校法人の設立自体が非常にしやすい国もあります。例えばオランダなどは一定の保護者が集まって、こういう教育方針で行いたいと言っているところには法人格を与えて、教育を認めております。そこは認めていく限りは財政が一定の補助を行う。こういう仕組みをつくることは可能だと思うんです。だけれども、教育を行う者は何なのかということについて、ここは国家が第一義的に責任を持つものだと考えます。

○泉政務官 ありがとうございます。山口代表取締役、どうぞ。

○山口代表取締役 初期費用を回収しないからといって一体何がそんなに、失礼な言い方ですけれども、偉いのでしょうか。

株式会社の場合はそこで初期費用を回収して、社会福祉法人や学校法人で言う余剰金について税金を支払っています。そういった業態間の違いというものを無視されて議論されるのは、先ほど政務官がおっしゃったような原点に立ちますと、ちょっと違和感を感じるんですが。

○泉政務官 山口さんは一定のルールということはあるというお話をされました。それは恐らく今まで以上に幼稚園、保育園、法人でされてきた方々は、そこは株式会社がそういう考えもあるんだなということだったと思います。

一方で、今、田中先生がおっしゃったのは、それくらいに学校法人というのは寄附をまず最初にして設立をしている。勿論それで偉いということではありませんが、そのほかにも例えば財務の健全性を求められるのは、社会福祉法人も同様であることも含めて、確かにそういう中で社会福祉法人でも、ほうり投げのケースが皆無かと言えばそうではないという事実も、一方ではあるという中でありますが、保育の3団体の側どなたでも結構ですが、ございますか。

○坂崎委員長 坂崎です。論点がずれるのかもしれませんが、もともとにおいて待機児童問題というところに関しての企業参入というのはどうであるのかということと、そうでないところまでも、全く同じ仕組みでやっていくということはどういうことなのかという、まずその前提条件が私はすみませんが厚生労働省でやっている少子化特別部会でももともと合わないわけです。何が合わないかということ、なぜ需要がないところにわざわざそういう供給体を増やすんだということの、私はそこに原点があるので非常にそういうことが1つあるわけです。

もう一つは今日、泉政務官からもともと社会福祉法人や学校法人というものの考え方からスタートするのではないという話になってくると、逆に言うと社会福祉法人の意義とか学校法人の意義というのは何なんだろうということ、最初から少し問わなければならなくなってきていて、社会福祉法人というものが公立保育所の肩代わりのところで保育所をやってきて、国が補助金を入れてきたという憲法 89 条を読み替えた考え方があった。

それは学校法人も同じだと思うんですけれども、そういうところに立たないで企業を入れさせるということに考えるのか、全く白紙にして違うところの論点で物事を進めていく

のか、それとも児童福祉や学校とか、そういう形での乳幼児の世界の中というのは、ある種の考え方は公に近いものとして考える中で、そういう企業参入させていくのかということを決めるかどうかで随分違うと思うんです。

そこが例えば今おっしゃったような白紙だというのであれば、私たちはどのような公なのかということ、物すごく大きく論議をしなければならないと思っているわけです。

もう一つ、怒られることを覚悟で言いますけれども、私は認可保育所をきちんと増やすべきだ、待機児童があるところでも増やすべきだということと、それが現実的に国と自治体が指導してもできないところに、ある意味で企業が参入することは私個人はやむを得ないと思っています。ただ、それに関しての条件のことについては、やはり山口さんと全く違う。それだけでございます。

○泉政務官 条件、もし具体的な話があれば、もう少しいただいてもよろしいですか。

○坂崎委員長 今の形の中でもやれる仕組みのことがいっぱいある。今、山口さんは 50 か所ぐらい入っているわけです。本当は今の仕組みのままだでもっとできるのではないかと私は思っているわけです。

○泉政務官 いかがでございませうでしょうか。

○山口代表取締役 件数の問題で言うと、私どもとしては幾らでもできます。幾らでもではなくて、できる範囲でしかできないんです。ですから、今の全国の規制の中でも幾らでもたくさんオファーがありますので、どちらかと言うとほとんど断っているような状態です。当社としてはそうなのですが、それは私個人の会社のお話をしていてではなくて、全体の保育の質という観点から見て、いろんな事業者が参入できるようなシステムが望ましいと考えているんです。

これは何度も言いますが、一体保育園というのは誰のためにあるのか。これは事業者のためにあるわけではありません。子どもと、その保護者のためにあるんです。この観点をしっかりと念頭に置くのであれば、事業者がどんな主体であっても構わないわけです。言い方は悪いですが、その事業者がどれだけもうけようが、そこの経営者がどれだけ給料をとろうが、実際に保育の質が担保されているのであれば、私は構わないと思います。

○泉政務官 坂崎委員長、どうぞ。

○西田副会長 今の後者のところが私どもと全然相容れないところでございまして、現在の制度を見ても保育所はどなたでも、株式会社でも、NPOでも、個人でも参入できるシステムになっているわけです。そこで参入できないという障壁は何なのかということ整理した方が、話が早いんでございまして、いきなりすべてを白紙にして新しいものをつくっていくということになりますと、これまで幼稚園もそうですが、保育所も認可という、認可保育所が果たしてきた役割は一体何だったのかということは、非常に問われてくるのではないかと思います。

やはり地域の中の児童福祉施設として役割を果たしてきている。これは認可保育所でございます、その認可保育所の同じ土壌に株式会社だろうが、個人だろうが、NPOだろ

うが参入をしてこられるというのは、それだけちゃんとした熱意と質の担保があって初めて来られるものでございまして、当然株式会社さんはこれからもそういう視点で参入していただければよろしいのではないかと思いますけれども、制度をむやみにいじることをしないで、現在そうなっているんですから、そのところが理解が私はできません。

○泉政務官 少しまたお伺いをしたいんですけれども、先ほど坂崎さんのおっしゃった話の中でいくと、民間の発想でいけば需要のないところには、恐らく進出も普通はないだろうということであろうかなと思います。需要のあるところに恐らく出ていかれるだろう。ただ、そこは需要とは何かということでは、もしかしたら2通りあって、ただ単に待機児童がいるいないという話もあるかもしれませんが、恐らく適正配置というか、場所も含めてより利便性が高ければ、もしかしたらそれは新しい参入によって、その面としての地域の園の配置が変わっていく可能性というものはあるんだらうかなと思います。

ところで、1つ西田さんのおっしゃったような何のための認可なのかというところでは、1つは自治体ごとなのか国なのか。自治体ごとなのでしょうが、需給調整をするのかしないのかというところは、確かに論点としてあるんです。それがあった方がいいのか、ない方がいいという方々の意見で言えば、それによる向上というか更新といったものもあるのではないかなというお話もあります。

これをちょっとお伺いしていきたいのと、山口さんには改めて、なぜ株式会社のままやられた方がいいのか、なぜ社福にはなっていないのかというところも、改めてお聞かせいただければと思います。

○普光院代表 私は現在、待機児童になっている保護者たちと直面するわけですが、非常に今の状況は悲惨で、お父さんもお母さんも目の色が変わっています。なぜこうなってきたのかということ、15年ぐらい振り返りますと、やはり待機児童がずっとあったのに、少子化だから何だからと言いながら、自治体が予算をかけてこなかった。新しい保育所をつくってこなかったというところがあって、そこは非常に不満だし、もしちゃんと年度初めに少し余裕が出るくらいのペースで保育所をつくっておいていただいたら、年度末になってもちゃんと入れるし、今回みたいなリーマンショックみたいなことがあって、急激にニーズが増えても、そのときにこそ定員超過受け入れをすればよかったのではないかなと思って、非常に悔しい思いをしております。

そのときに、では市町村が何もコントロールできない、需給調整ができないシステムがいいのかというと、それはそれで非常に不安があって、それというのは事業者が主導権をにぎる。つまり株式会社でも社会福祉法人でもいいんですけれども、例えば集客力のある、利便性のある駅前のところ、園庭のない保育園をばんばんつくって、何となく形式上それで数字がおさまったから、それでいいねというふうになっていいのかなという思いがあります。やはり子どもたちのためによりよい環境で保育所をつくりましょうということになると、多少初期投資にひるむようなつくり方をしなくてはならない場合もある。

私が仕事をさせていただいている自治体では、まだ待機児童はたくさんいるんですけれど

ども、園庭を設けられるように土地を買って、そこに事業者を誘致しています。そのときに選定委員会を設けて、より地域のために、子どもの福祉のために働いてくれるだろう事業者を選定して配置しております。

そういう自治体の主体性というのも大切にしたい方がいと思うし、それでどうしたらいいのかというと、私の思いつきでは認可制度をもっと透明性のあるものにして、ニーズがあるときに新しい保育所をつくらないということができないような、住民が参画する認可制度みたいなものをつくっていただいて、そこには専門家の目も入れていただいて、こういう環境であれば子どもにとっていいだろうみたいなところも含めて、あまり劣悪な環境のところには保育所ができてしまわないような良識のある認可ができるようにする、しかもニーズにも対応する認可というものをやっていくといいのではないかと考えております。

○泉政務官 その他いかがでしょうか。山口代表取締役、どうぞ。

○山口代表取締役 珍しく今日は西田さんと同じような意見でございます。普光院さんとも珍しいと思うんですけれども、需給に関しましては普光院さんがおっしゃるとおりだと私は思います。

西田さんの話の中で、今のままでも株式会社も入れるではないかということをおっしゃっていたんですが、これは私が一番最初に冒頭で申し上げたプレゼンのように、現実的にはいろんな団体の方が反対をされる。それにどうしても政治的に流されるという状態が地方自治体に現存する。そのことによって先ほど申し上げたように約70%以上の待機児童がいる自治体で、株式会社はだめと言っているのが現状でございますので、決して今の状態で自由に入れるという状態ではないということであります。

なぜ株式会社でないといけないかということでございますが、私は御承知のとおり社会福祉法人の理事長もやっておりますので、両方の特性をよく認識した上でお話をさせていただきますと、何回も申し上げますけれども、はるかに株式会社の方が資金調達力があります。それから、組織として福利厚生等の職員に対する措置をとっていきやすいと感じています。

何よりも既に株式会社というのは、大きな組織体がたくさんございますので、緊急課題である待機児童を解消するために、今あるインフラを使えるといったメリットが、私は最大のメリットだと思っています。そのインフラというのは何度も申し上げますが、資金調達力であり、組織運営力でございます。今から社会福祉法人さんのメガ社福なんかを養成していくような時間は、とても今の日本の待機児童にはないと考えております。

○泉政務官 確かに恐らく社福も複数園、少なくとも10園以上を運営している社会福祉法人というのはほぼない。割合で言うと少ないですね。ですから、いわゆるそういう市場からの資金調達力、一概にすべてメリットとは言いませんけれども、その中でもスケールメリットと言われるもの、あるいは研修や待遇なんかで果たすことができるということですね。それはいい運営をしていけばあるんであろうなところでしょうか。

○田中元副会長 あくまでも教育ということを考えて場合に、幼児教育は一人ひとりの特

性にどれだけ対応するかなんです。そのときにシステムとしてでき上がったところで、システム的な見方ですするというのがベストだとは思わない。ですから、大量になるということ自体のマイナスというのはあると思います。これは経済的な効率性で言えば確かにあるかもしれませんが、子育てという部分の中で非常に個々ばらばらであることの意味というものも、大きなものがあると思うんです。

そういうものは当然、株式会社でやっていらっしゃる方も考えながら運営していらっしゃると思いますけれども、日本人というのは何々式というのが好きなんです。何々式というネーミングがつくほど引き寄せられるものを持っている。ところが、何々式というものになった途端に、子どもの育ちでなしに何々式の尺度で子どもの育ちを誘引していこうという動きが出てくる。こういう国民の特性等も考えながら、子どもがどう育つのかということを考えていかないとならないと思います。

○泉政務官 ありがとうございます。7時半を過ぎまして、そろそろ実はこの会合を閉めていかなくてははいけません。

今日は第1回というか、これを第何回までやるかはまだ勿論決まっていらないわけですが、数多くの御意見をいただきました。端緒となるようなお話を皆様からいただいたと思っております。4月27日の方向性についての意見交換会ということでありましたけれども、やらなくてはいけないのは、こういう議論の繰り返しであるのかなと思います。それぞれの立場の方々がお集まりいただいて、こういった話をしていく中で共通認識もまた出てくるのであろうと思いますので、引き続きこれは続けていかなくてはいけないと思っております。

今後については、基本的にスケジュール等々についてはそう変わるものではありませんけれども、現段階で皆さん大体御理解、御案内だと思いますが、6月の段階で詳細な制度が出てくるですとか、法律の原案が出てくるといったことはございませんので、そこは御安心と言うとおかしいかもしれませんが、そういうスピードで皆さんとともにこれからも歩いていくことになろうかと思っております。

是非今日のさまざまな御議論も踏まえながら、また一步一步前へ進んでいきたいと思っております。勿論今日で何かが決着したということは1つもないわけですが、しかし、多くの学びがあったと思っております。

最後にどうしてもお伝えしておきたい、話しておきたいということがあれば一応お受けをしますが、よろしいですか。また次回ということで、本当に皆さん、有意義な御議論をいただきました。ありがとうございました。